

公 告

島根県債権管理回収業務委託に係る契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

なお、令和8年度当初予算において本業務委託に係る予算措置ができない場合は、契約予定者に委託できない場合も生じることを了解のうえ提案競技に参加ください。

令和8年1月28日

島根県知事 丸山 達也

1 提案競技に付する事項

- (1) 業務名
島根県債権管理回収業務
- (2) 業務の内容
島根県が管理する貸付債権の管理回収業務
- (3) 仕様
「債権管理回収業務の委託に関する仕様書」による。
- (4) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

- 提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(11)までのすべての要件を満たし、島根県知事から提案競技参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - (3) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - (4) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
 - (7) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定による法務大臣の許可を受けている債権回収会社、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人のいずれかであること。
 - (8) 債権管理回収業者にあっては、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。また、提出書類の提出期限日（本公告4(3)イ(ア)）

- を基準とする過去3年間において、債権管理回収業に関する特別措置法第24条に基づく処分を受けた者でないこと。
- (9) 弁護士法人にあっては、弁護士法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒処分を受けたことがないこと。
- (10) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
- (11) 地方公共団体から債権管理回収業務（調査業務・回収業務）の受託の実績があること。

3 提案競技説明に関する事項

- (1) 提案競技説明書等の配布期間及び配布場所
- ア 配布期間
令和8年1月28日（水）から令和8年2月6日（金）まで（閉庁日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- イ 配布場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎 1階
島根県出納局審査指導課分室（出納監察スタッフ）
- ウ 配布手続
提案競技説明書等を受領するには、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（別添様式）を提出した者に対して、1部を配布又は電子メールにて送付する。
- (2) 提案競技に関する説明会
実施しない。

4 提案書等の提出について

- (1) 提出書類の種類
提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。
- ア 提案競技参加申込書 1部
イ 会社概要書又は経歴書 1部
ウ 法人の登記事項証明書 1部
エ 直近の決算報告書 1部
オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
キ 提案書 8部
ク 見積書 1部
- (2) 提出書類の形式
提案競技説明書による。
- (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- ア 提出方法
郵送又は持参による。
- イ 提出期限
(ア) 4(1)アからカまでの書類については、令和8年2月13日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。
(イ) 4(1)キ及びクの書類については、令和8年2月19日（木）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。
- ウ 提出先
10に同じ。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに電子メールにより質問票を提出すること。なお、送信後には、必ず到着確認の電話をすること
- (2) 提出先は、10に同じ。
- (3) 提出期限は、令和8年2月10日（火）午前11時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年2月12日（木）までに、提案競技説明書等受領者全員に対し電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申込者に対し、令和8年2月17日（火）付で郵送にて通知する。

7 選定方法

- (1) 別に設置する「島根県債権管理回収業務委託事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等について厳正な審査を行い、契約予定者の選定を行う。
- (2) 選定要領については、別途定める。
- (3) 選定委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 契約

- (1) 契約相手方
契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約単価
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約単価を決定する。
- (3) 前金払
前金払は行わない。
- (4) 契約保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) その他の契約条項
契約予定者と協議の上定める。

9 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問合せ、又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (3) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局審査指導課出納監察スタッフ 債権担当

電話（直通）：0852-22-5756 FAX：0852-22-5780

電子メール：shinsa-kanrisya@pref.shimane.lg.jp